

余土訪問介護

※介護保険の支給限度額を超過したご利用分（加算分を含む）は、全額利用者負担となります。
※実際の負担額は加算種別、日数等により変更となります。

【基本部分】

身体介護	サービス 提供時間	時間帯	単位数	1回あたり の利用料	利用者負担額		
					1割	2割	3割
	20分未満	昼間	163	1,630	163	326	489
		早朝夜間	204	2,040	204	408	612
		深夜	245	2,450	245	490	735
	20分以上 30分未満	昼間	244	2,440	244	488	732
		早朝夜間	305	3,050	305	610	915
		深夜	366	3,660	366	732	1,098
	30分以上 1時間未満	昼間	387	3,870	387	774	1,161
		早朝夜間	484	4,840	484	968	1,452
		深夜	581	5,810	581	1,162	1,743
	1時間以上 1時間30分未満	昼間	567	5,670	567	1,134	1,701
		早朝夜間	709	7,090	709	1,418	2,127
		深夜	851	8,510	851	1,702	2,553
	1時間30分以上	567単位に30分増すごとに+82単位					

※1 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の20分未満に引き続き、生活援助を行うことが可能。

生活援助	サービス 提供時間	時間帯	単位数	1回あたり の利用料	利用者負担額		
					1割	2割	3割
	20分以上	昼間	179	1,790	179	385	537
		早朝夜間	224	2,240	224	448	672
		深夜	269	2,690	269	538	807
	45分以上	昼間	220	2,200	220	440	660
		早朝夜間	275	2,750	275	550	825
		深夜	330	3,300	330	660	990

20分以上の 身体介護に 引き続き生活 援助を行った 場合	サービス 提供時間	時間帯	単位数	1回あたり の利用料	利用者負担額		
					1割	2割	3割
	20分以上	昼間	65	650	65	130	195
		早朝夜間	81	810	81	162	243
		深夜	98	980	98	196	294
	45分以上	昼間	130	1,300	130	260	390
		早朝夜間	163	1,630	163	326	489
		深夜	195	1,950	195	195	585
	25分を増すごとに	プラス65単位（195単位を限度）					

- ・ 昼間→8：00～18：00

・ 夜間→18：00～22：00
- ・ 早朝→6：00～8：00

・ 深夜→22：00～翌6：00

【その他の費用】

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費	片道 1 k m ごとに 5 0 0 円
サービス利用の予約取消し (キャンセル)	サービス利用の前営業日の 1 7 時以降の連絡 : 1 5 0 0 円/回 ※急病等のやむを得ない理由の場合にはキャンセル料は徴収いたしません。

【加算】

加算の種類	加算要件	単位数
2 人訪問介護員による場合	以下の要件に合致し 2 人の訪問介護員でサービスを提供した場合 イ. 利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による訪問介護が困難と認められる場合 ロ. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ. その他利用者の状況等から判断して、イまたはロに準ずると認められる場合	(1 回) × 2 倍
初回加算	新規の訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回または初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問しサービスを実施した場合又は訪問介護員等がサービスを提供する際、サービス提供責任者が同行した場合	(1 月) + 2 0 0
緊急時訪問介護加算	利用者又は家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携して、緊急に計画外の身体介護を行った場合	(1 回) + 1 0 0
※特定事業所加算 (Ⅱ)	体制・人材の確保	(1 回) + 1 0 / 1 0 0
※介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	単位数の総合計 (1 ヵ月) に 2 4 . 5 % の加算	

※特定事業所加算 (Ⅱ)、介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) の取得要件は別紙 2 参照

【減算について】

事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一の建物に居住する利用者 2 0 名以上にサービスを行う場合	(1 回) × 9 0 / 1 0 0
高齢者虐待防止措置未実施減算	(1 回) − 1 / 1 0 0

余土訪問介護は下記の項目を実施し特定事業所加算（Ⅱ）と介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を取得しています。

●特定事業所加算（Ⅱ）の要件

下記の体制と人員を満たしています

【体制】

- ・訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- ・利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- ・健康診断等の定期的な実施
- ・緊急時等における対応方法の明示

【人員】

- ・訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上

●介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件

- ・キャリアパス要件Ⅰ（※1）、キャリアパス要件Ⅱ（※2）、職場環境等要件（※3）などを満たしている
- ・処遇改善計画書を作成し、提出している
- ・賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知している
- ・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施している
- ・処遇改善実績報告書を作成し、提出している
- ・労働保険に加入し、労働保険料を適正に納付している
- ・労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反して（罰金以上の刑に処せられて）いない

【キャリアパス要件Ⅰ】※1

以下の要件をすべて満たしています

- ・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めている
- ・上記の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く）について定めている
- ・上記2項目の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している

【キャリアパス要件Ⅱ】※2

以下の要件をすべて満たして従業者に周知している

- ・介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び下記のいずれかに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している
- ・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに介護職員の能力評価を行っている
- ・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している

【職場環境等要件】（※3）

下記を事項を整備し、計画の期間中に実施する以下の項目の処遇改善（賃金改善を除く）

の内容を全ての従業者に周知している

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

余土訪問介護

※介護保険の支給限度額を超過したご利用分（加算分を含む）は、全額利用者負担となります。
※実際の負担額は加算種別、日数等により変更となります。

【基本部分】

サービス名	頻度	単位数	1ヵ月の 利用料	利用者負担金		
				1割	2割	3割
訪問型独自 サービス11	1週に1回程度の場合	1,176	11,760	1,176	2,352	3,528
訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		1ヵ月－12単位 【該当なし】				
訪問型独自 サービス12	1週に2回程度の場合	2,349	23,490	2,349	4,698	7,047
訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		1ヵ月－23単位 【該当なし】				
訪問型独自 サービス13	1週に2回を超える 程度の場合	3,727	37,270	3,727	7,454	11,181
訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		1ヵ月－37単位 【該当なし】				

サービス名	頻度	単位数	1回の 利用料	利用者負担金		
				1割	2割	3割
訪問型独自 サービス21	標準的な内容の訪問型 サービスを行った場合	287	2,870	287	574	861
訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		1回－3単位 【該当なし】				

【その他の費用】

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費		片道1kmごとに500円
サービス利用の予約取消し (キャンセル料)	サービス利用の前営業日の17時以降の連絡：1500円/回 ※急病等のやむを得ない理由の場合にはキャンセル料は徴収いたしません。	

※介護予防型訪問サービスの月額報酬の方は1ヵ月毎の定額制のためキャンセル料は発生しません。

【加算】

加算の種類	加算要件	単位数
初回加算	新規の介護予防型訪問サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回または初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問しサービスを実施した場合又は訪問介護員等がサービスを提供する際、サービス提供責任者が同行した場合	(1月) + 200
※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		単位数の総合計(1ヵ月)に24.5%の加算

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の取得要件は裏面を参照

【減算について】

事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一の建物に居住する利用者20名以上にサービスを行う場合	(1回) × 90 / 100
---	-----------------

●介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件

- ・キャリアパス要件Ⅰ（※１）、キャリアパス要件Ⅱ（※２）、職場環境等要件（※３）などを満たしている
- ・処遇改善計画書を作成し、提出している
- ・賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知している
- ・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施している
- ・処遇改善実績報告書を作成し、提出している
- ・労働保険に加入し、労働保険料を適正に納付している
- ・労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反して（罰金以上の刑に処せられて）いない

【キャリアパス要件Ⅰ】（※１）

以下の要件をすべて満たしています

- ・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めている
- ・上記の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く）について定めている
- ・上記2項目の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している

【キャリアパス要件Ⅱ】（※２）

以下の要件をすべて満たして従業者に周知している

- ・介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び下記のいずれかに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している
- ・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに介護職員の能力評価を行っている
- ・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施している

【職場環境等要件】（※３）

下記を事項を整備し、計画の期間中に実施する以下の項目の処遇改善（賃金改善を除く）

の内容を全ての従業者に周知している

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供